附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第一条（第一号様式備考⑹の改正規定を除く。）、第二条、第三条及び第四条（第十三条第一項第二号の改正規定及び別表第二の改正規定を除く。）の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第五条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（次条において「旧様式省令」という。）第一号様式から第四号様式まで、第五号様式（その一）、第六号様式、専用第一号様式から専用第三号様式まで、第七号様式から第十号様式まで、軽第一号様式から軽第三号様式まで及び軽専用第二号様式による申請書は、同条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第三条　旧様式省令第十九号様式による検査標章は、第五条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十九号様式にかかわらず、平成三十一年十二月三十一日までは、なおこれを使用することができる。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第四条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式㊟2中「399まで」の下に「、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで」を、「499まで」の下に「、40Aから49Zまで、4A0から4Z9まで、4AAから4ZZまで」を、「599まで」の下に「、50Aから59Zまで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで」を、「699まで」の下に「、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで」を加え、「及び700から799」を「、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZ」に改める。

第三号様式の二㊟9中「及び200から299」を「、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZ」に改め、同様式㊟10中「及び300から399」を「、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZ」に、「及び700から799」を「、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZ」に、「及び600から699」を「、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZ」に改め、同様式㊟11中「及び100から199」を「、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZ」に改める。

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正）

第五条　船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式㊟10中「及び200から299」を「、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZ」に改め、同様式㊟11中「及び300から399」を「、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZ」に、「及び700から799」を「、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZ」に、「及び600から699」を「、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZ」に改め、同様式㊟12中「及び100から199」を「、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZ」に改める。

第三号様式㊟7中「及び200から299」を「、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZ」に改め、同様式㊟8中「及び300から399」を「、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZ」に、「及び700から799」を「、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZ」に、「及び600から699」を「、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZ」に改め、同様式㊟9中「及び100から199」を「、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZ」に改める。

第四号様式㊟8中「及び200から299」を「、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZ」に改め、同様式㊟9中「及び300から399」を「、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZ」に、「及び700から799」を「、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZ」に、「及び600から699」を「、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZ」に改め、同様式㊟10中「及び100から199」を「、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZ」に改める。

（道路運送車両法施行規則等の一部改正）

第六条　道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第七十六号）附則第三条中「及び第五項」を「及び第八項」に改める。

○国土交通省令第八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項並びに第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶機関規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

船舶機関規則等の一部を改正する省令

（船舶機関規則の一部改正）

第一条　船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　雑則（第百一条―第百一条）」を「第九章　低引火点燃料船の機関（第百条の二・第百条の三）
第十章　雑則（第百一条―第百二条）」に改める。

第七十条第一項第二号イ中「及び第九十九条第一項」を「、第九十九条第一項及び第百条の三第五号」に改める。

第八十一条中「液化ガスばら積船」の下に「（第百条の二において「液化ガスばら積船」という。）」を加える。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章　低引火点燃料船の機関

（適用範囲）

第百条の二　この章の規定は、引火点が摂氏六十度以下の燃料（以下「低引火点燃料」という。）を使用する船舶（貨物を燃料として使用する液化ガスばら積船を除く。以下「低引火点燃料船」という。）に適用する。